



表彰された皆さん

● 福生市表彰条例に基づき、次の方々が7月1日の市制記念日に表彰されました。	● 市議会議員として市の発展に貢献した功績に基づく表彰 川和夫氏、清水信作氏	● 市議会議員として市行政に貢献した功績にあたり市行政に貢献した功績に基づく表彰 遠藤洋一氏、石義久氏	● 自治功労表彰
● 農業委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰 前田正蔵氏	● 情報公開審査会委員及び個人情報保護審議会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰 大場勝男氏	● 保護司として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰 小川由利子氏	● 町会長等として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰 小峰幸雄
● 交通安全推進委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰 氏、金子茂行氏、村尾幸男氏、青木健氏、柳川司氏、笹本和一氏	● 消防団員として多年にわたり消防行政に貢献した功績に基づく表彰 濱垣壽一郎氏	● 文化財保全用地を寄附した行為に基づく表彰 氏、松本栄作氏、五味英明氏	● 一般表彰
水清氏	雄氏	林義	

## 福生市表彰式が行われました

医療保険分	
①所得割額	平成19年度基準総所得額の5.4%
②資産割額	平成19年度固定資産税額の13%
③均等割額	被保険者1人につき25,000円
④平等割額	1世帯につき1,200円
※賦課限度額53万円	

介護保険分(40歳から64歳の方)	
①所得割額	平成19年度基準総所得額の1.0%
②資産割額	平成19年度固定資産税額の3.8%
③均等割額	被保険者1人につき9,200円
④平等割額	1世帯につき1,200円
※賦課限度額9万円	

平成19年度の国民健康保険税納税通知書を8月初めに送付します。この納税通知書は、40歳以上64歳までの方については、医療保険分)を併せたものとなつてあります。

医療保険分と介護保険分のそれぞれ①から④までを合計したもののが、今年度の国民健康保険税で、その年度により税率改正などがある

### ■国民健康保険税納税通知書を送付します

分と介護保険分(第2号被保険者)を併せたものとなつてあります。

と金額が変動します。  
今年度は介護保険分の所得割の税率と均等割の金額及び賦課限度額の改正を行いました。

問合せ保険年金係  
●障害基礎年金を受けています。  
●現況届の提出を忘れず

申請してください。  
問合せ施設管理課管理担当

●20歳前の病気やケガによる障害基礎年金を受けています。  
●障害福祉年金から切り替る方

社会保険事務所職員が相談を受けます。  
この届けは、8月から翌年7月までの1年間、年金直しを行ったうえで、7月下旬に送付します。

この更新に伴い、医療機関に併せて出す国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証も更新になります。  
必要な方は、保険年金係の窓口に、国民健康保険証と高齢受給者証を持参のうえが受けられるかどうかを決定する大切な手続きです。

社会保険事務所からこれらの年金を受給されている方へ届出用紙が郵送されま

すので、必要事項を記入のたは持参してください。

この年金は、本人の所得制限がありますので、前年の所得について調査をしま

すが、調査に同意いただけ

ます。

●休日・祝日を除く

問合せ秘書広報課広報広聴係

●年金相談

●ヘルスアップ事業を開催します

●ヘルスアップ事業を開催します。

市では、メタボリックシンドロームを予防するためには、内臓脂肪、コレステロール値、血糖値などを適正に減らすことが重要です。

社会保険事務所から相談を受けます。

この届けは、8月から翌年7月までの1年間、年金直しを行ったうえで、7月下旬に送付します。

社会保険事務所からこれらの年金を受給されている方へ届出用紙が郵送されま

すので、必要事項を記入のたは持参してください。

この年金は、本人の所得制限がありますので、前年の所得について調査をしま

すが、調査に同意いただけ

ます。

●休日・祝日を除く

問合せ秘書広報課広報広聴係

●年金相談

●ヘルスアップ事業を開催します。

市では、メタボリックシンドロームを予防するためには、内

臓脂肪、コレステロール値、

血糖値などを適正に減らす

ことが重要です。

社会保険事務所から相談を受けます。

この届けは、8月から翌年7月までの1年間、年金直しを行ったうえで、7月下旬に送付します。

社会保険事務所からこれらの年金を受給されている方へ届出用紙が郵送されま

すので、必要事項を記入のたは持参してください。

この年金は、本人の所得制限がありますので、前年の所得について調査をしま

すが、調査に同意いただけ

ます。

●休日・祝日を除く

問合せ秘書広報課広報広聴係

●年金相談

●ヘルスアップ事業を開催します。

市では、メタボリックシンドロームを予防するためには、内

臓脂肪、コレステロール値、

血糖値などを適正に減らす

ことが重要です。

社会保険事務所から相談を受けます。

この届けは、8月から翌年7月までの1年間、年金直しを行ったうえで、7月下旬に送付します。

社会保険事務所からこれらの年金を受給されている方へ届出用紙が郵送されま

すので、必要事項を記入のたは持参してください。

この年金は、本人の所得制限がありますので、前年の所得について調査をしま

すが、調査に同意いただけ

ます。

●休日・祝日を除く

問合せ秘書広報課広報広聴係

●年金相談

●ヘルスアップ事業を開催します。

市では、メタボリックシンドロームを予防するためには、内

臓脂肪、コレステロール値、

血糖値などを適正に減らす

ことが重要です。

社会保険事務所から相談を受けます。

この届けは、8月から翌年7月までの1年間、年金直しを行ったうえで、7月下旬に送付します。

社会保険事務所からこれらの年金を受給されている方へ届出用紙が郵送されま

すので、必要事項を記入のたは持参してください。

この年金は、本人の所得制限がありますので、前年の所得について調査をしま

すが、調査に同意いただけ

ます。

●休日・祝日を除く

問合せ秘書広報課広報広聴係

●年金相談

●ヘルスアップ事業を開催します。

市では、メタボリックシンドロームを予防するためには、内

臓脂肪、コレステロール値、

血糖値などを適正に減らす

ことが重要です。

社会保険事務所から相談を受けます。

この届けは、8月から翌年7月までの1年間、年金直しを行ったうえで、7月下旬に送付します。

社会保険事務所からこれらの年金を受給されている方へ届出用紙が郵送されま

すので、必要事項を記入のたは持参してください。

この年金は、本人の所得制限がありますので、前年の所得について調査をしま

すが、調査に同意いただけ

ます。

●休日・祝日を除く

問合せ秘書広報課広報広聴係

やめよう打ち上げ花火。公園でのロケット花火等は利用者や近所の方が迷惑します。問合せ施設管理課管理担当



2

### 国保・年金だより

分と介護保険分(第2号被保険者)を併せたものとなつてあります。

医療保険分と介護保険分

のそれ①から④までを合計したもののが、今年度の国

民健康保険税で、その年度

により税率改正などがある

です。

8月1日から使える高齢受給者

受給者証は、負担割合の見直しを行ったうえで、7月

下旬に送付します。

この更新に伴い、医療機関

に併せて出す国民健康保険

限度額適用・標準負担額減額

認定証も更新になります。

必要な方は、保険年金係の窓口に、国民健康保険証と高齢受給者証を持参のうえ、保険年金係の窓口に、国民健康保険証と高齢受給者証を持参のうえ、保険年金係へ郵送または持参してください。

この年金は、本人の所得

制限がありますので、前年の所得について調査をしま

すが、調査に同意いただけ

ます。

●20歳前の病気やケガによる障害基礎年金を受けています。

●障害福祉年金から切り替る方

●20歳前の病気やケガによる障害基礎年金を受けています。

●障害福祉年金から切り替る方

●20歳前の病気やケガによる障害基礎年金を受けています。

●障害福祉年金から切り替る方